

しょうがいしゃ こま 障害者困りごとADR

さいばん
「裁判まではしたくないなあ
でも、専門家に解決してもらいたい…」

そんなときは、
せんだいべんごしかい ふんそうかいけつしえん
仙台弁護士会 紛争解決支援センター
をりよう
をご利用ください

Q1 どんなときに使えるのですか？

A

- 障害のある方が事業者等から障害を理由とする不当な差別的取り扱いを受けた場合や障害のある方が社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を求める場合に使えます。ただし、相手方に金銭の請求をすることはできません。

例えば…

- ① 車いす利用の人が、食堂への入店を断られた
- ② 採用の面接、障害者は採用しないと断られた
- ③ 障害にあわせて、公営住宅のトイレやお風呂を一部改修してほしい
- ④ 職場で体調にあわせて休憩時間を調整してほしい

Q2 どのように解決するのですか？

A

- 経験豊富な弁護士が、当事者の言い分をよく聞いて、和解による解決を目指します。
- 社会福祉士等の専門家も協力します。

Q3 申立はどのようにするのですか？

A

- 裏面の申立書にて申立することができます。また、ウェブサイトから申し立てることもできます。お困りの際は、まずは紛争解決支援センターまでお電話ください。
- 申立は無料のため、費用はかかりません。

Q4 時間はどのくらいかかるのですか？

A

申立 → 審理開始 → 審理期日 → 解決

審理期日を3回程度で、3カ月以内の早期解決を目指します。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター

住所：仙台市青葉区一番町2-9-18

電話：022-223-1005

仙台弁護士会ウェブサイト

<https://senben.org/center>



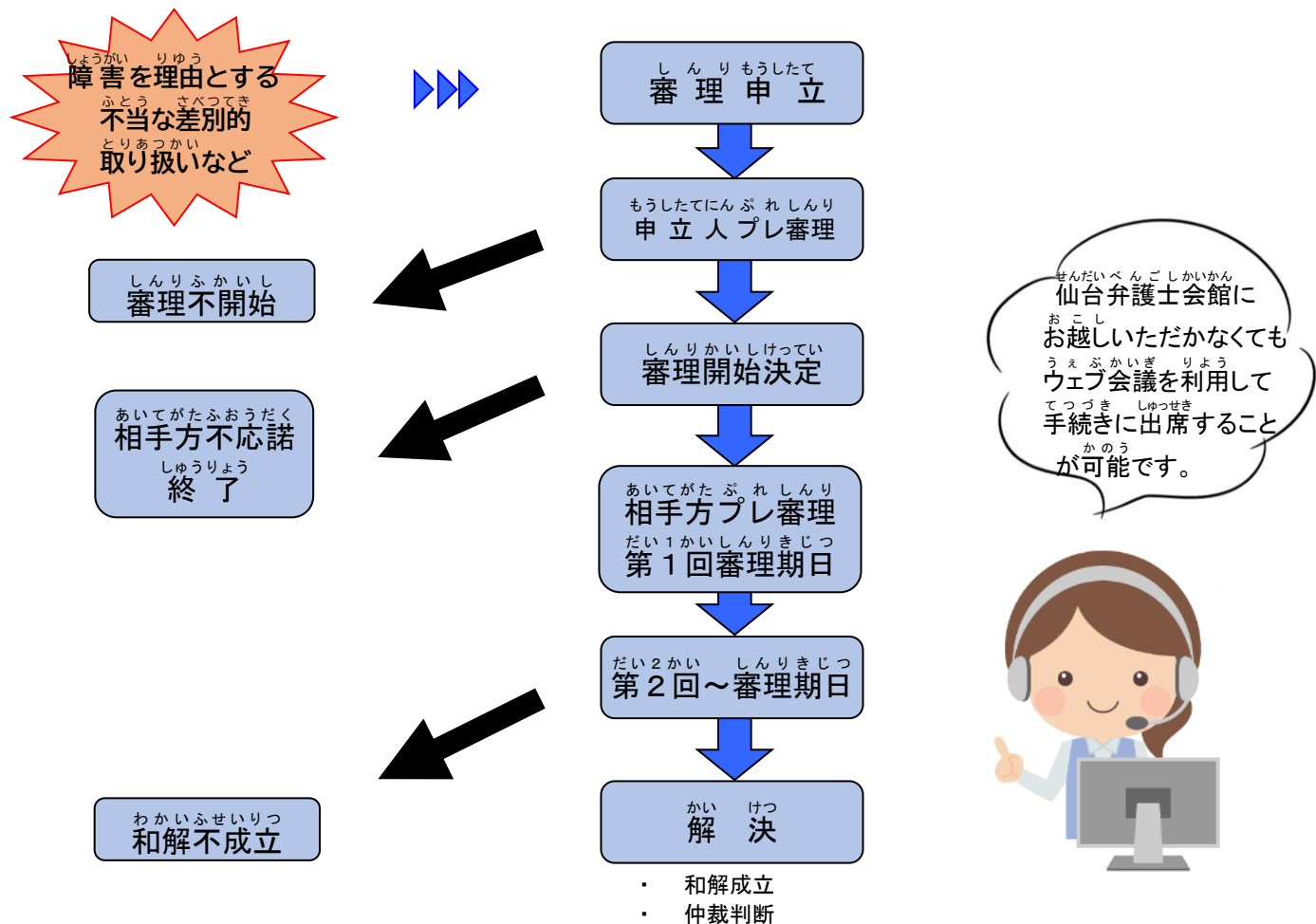
オンライン申立受付ページ

<https://andseek.com/adr>



障害者困りごとADRの流れ

仲裁人(弁護士の中から選ばれます)が申立人と相手方の双方の言い分を良く聞いた上で、和解あっせんをします



申立を希望する場合は下記申込書へ記入し、切り取らずにFAX送信、メール送信、あるいは郵送してください。

仙台弁護士会 紛争解決支援センター 御中

(FAX: 022-726-2545 メール: adrsendai@gmail.com)

障害者困りごとADR申込書

令和 年 月 日

※個人が識別されないよう加工したうえで、研究・研修・学習・広報のために当弁護士会内で、当会の会報で、当会や日弁連などの法律団体が主催するシンポジウム・協議会などで事案や仲裁手続内容を報告する場合があります。

申立人	氏名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号	()	携帯	
	☐ ウェブ会議参加を希望する (Zoom)				
	メールアドレス				
相手方	事業者名 (会社名及び代表者名)	ふりがな			
	住所	〒			
	連絡先	電話番号			

※ 後日こちらから電話連絡をいたしますので、平日・日中に出ることができる電話番号をご記入下さい。